

社団法人調布市体育協会定款

改正 平6、平7、平10、平14、平19

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人調布市体育協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都調布市深大寺北町2丁目1番地65の調布市総合体育館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、調布市における体育・スポーツを振興し、市民の健康増進及び体力の向上を図り、スポーツ精神を養い、もって明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 各種スポーツ大会等の企画及び運営に関すること。
- (2) 各種スポーツ教室・講習会等の企画及び運営に関すること。
- (3) 各種スポーツ指導者等の養成、登録及び派遣に関すること。
- (4) 市民へのスポーツ情報の収集及び提供に関すること。
- (5) スポーツ団体の育成と相互間の連絡、調整に関すること。
- (6) 各種スポーツ大会への選手及び役員派遣に関すること。
- (7) 各種スポーツ優秀者及び社会体育発展のための功労者の表彰に関すること。
- (8) 体育・スポーツに関し、調布市及び体育・スポーツ機関との連携及びその施策への協力に関すること。
- (9) 調布市から受託するスポーツ振興事業に関すること。
- (10) 指定管理者として行なう、スポーツ施設の管理運営及びスポーツ振興事業に関すること。

(11) その他、この法人の目的達成に必要な事項

第3章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した団体
 - (2) 賛 助 会 員 この法人の事業を賛助するため入会した個人、団体及び法人
- (入 会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第7条 この法人の入会金は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 正 会 員 10,000円
- (2) 賛 助 会 員 0円

2 この法人の会費は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 正 会 員
 - 登録会員数 100人未満 年額 50,000円
 - 登録会員数 100人以上500人未満 年額100,000円
 - 登録会員数 500人以上 年額150,000円
- (2) 賛 助 会 員 年額10,000円

3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 会員である団体又は法人が消滅又は解散したとき。
- (4) 会員である個人が成年被後見人若しくは被保佐人となったとき又は破産の宣告を受けたとき。
- (5) 会員である個人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席者の 4 分の 3 以上の議決に基づき除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき。
- (3) 会費を 1 年以上滞納したとき。

第 4 章 役 員

(役 員)

第 11 条 この法人には、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 16 名以内 (うち、会長 1 名、副会長 2 名及び常務理事 4 名)
- (2) 監事 2 名

(役員を選任)

第 12 条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長を定め、会長は、副会長及び常務理事を指名し、理事会の承認を得る。

2 理事のうち、同一の親族 (3 親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者)、特定の企業の関係者 (役員、使用人、大株主等)、所管する官庁の出身者、その他特別の関係にある者が理事現在数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

また、同一業界の関係者が占める割合は、理事現在数の 2 分の 1 を超えてはならない。

3 監事は、この法人の理事 (その親族その他特殊の関係にある者を含む。) 及び職員以外の者のうちから選任する。

4 監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第 13 条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代理する。

3 常務理事は、理事会の議決に基づき、常務を分担処理する。

4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の

権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 14 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は東京都教育委員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(任期)

第 15 条 この法人の役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第 17 条 役員にはその地位のみに基づいては報酬を支給しない。

- 2 常勤の役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

第 5 章 会 議

(理事会の招集等)

第 18 条 理事会は、毎年 2 回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の議決事項)

第 19 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決事項の執行に関すること。
- (2) 総会に提出する議案に関すること。
- (3) 事業計画、予算案、事業報告及び決算案の作成に関すること。
- (4) その他、理事会が必要と認める事項

(理事会の定足数等)

第 20 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員（理事）を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

2 理事会の議決は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、第 5 条第 1 号に規定する正会員をもって組織する。

(総会の招集)

第 22 条 通常総会は、毎年 3 月及び 5 月に会長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに、会長が招集する。
- 3 前項に規定するもののほか、正会員現在数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも 5 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第 23 条 総会の議長は、会議のつど、各正会員の総会出席者の互選で定める。

(総会の議決事項)

第 24 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項

- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。
(総会の定足数等)

第25条 総会は、正会員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会出席者の届け出については、別に定める。

(会員への通知)

第26条 総会の議事の要領及び議決した事項は、正会員及び賛助会員に通知する。
(議事録)

第27条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印のうえ、これを保存する。

第6章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第28条 この法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問を置くときは、理事会の同意と総会の議決を得る。

3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問事項について助言する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 この法人の資産は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入

(5) 寄附金品

(6) その他の収入

(資産の種別)

第30条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第32条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第33条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎会計年度開始前に、東京都教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

(収支決算)

第35条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎会計年度終了後3月以内に東京都教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 36 条 この法人が借入れをするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 37 条 第 32 条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行うときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 38 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 39 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く

2 事務局の職員は、会長が任免する。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、理事現在数及び正会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 41 条 この法人の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 42 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び正会員現在数の各々 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けて調布市その他の地方公共団体又はこの法人に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第10章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第43条 この法人の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定 款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類及び同項第7号の書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細 則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、社団法人調布市体育協会の設立許可の日（平成4年1月17日）から施行する。
- 2 この法人の最初の役員構成は次のとおりとし、その任期は、第15条の規定にかかわらず、設立許可の日から平成5年3月31日までとする。

理 事（会長）	林	和 男
理 事（副会長）	中 村	俊 一
理 事（副会長）	志 太	勤

理事（常務理事）	風 間 利 明
理事（常務理事）	堀 本 縣 治
理事（常務理事）	横 山 利 治
理事（常務理事）	杉 原 儀 市
理事	降 矢 輝 彦
理事	石 森 信 男
理事	浜 正 幸
理事	石 井 三 衛
理事	鈴 木 潔
理事	戸 澤 好 美
理事	遠 藤 洋
理事	吉 田 重 雄
理事	宍 戸 一 美
監 事	岩 倉 哲 二
監 事	藤 澤 実

3 この法人設立当初の会計年度は、第 38 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 4 年 3 月 31 日までとする。

4 従来、調布市体育協会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。

附 則

この定款は、平成 6 年 6 月 3 0 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 0 年 5 月 1 8 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 4 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この定款は、東京都教育委員会の認可のあった日（平成 1 9 年 6 月 2 2 日）から施行する。